

市第32号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 125 号の 6 中「同」を「1 件につき」に改め、同条第125 号の 7 の次に次の 2 号を加える。

(125) の 7 の 2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第 149 号）第 5 条の 3 第 1 項（同法第 5 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理計画の認定申請手数料は、当該申請に係る長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第 110 号）第 1 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する長期修繕計画をいう。以下同じ。）の数に応じ次に掲げる額とする。

ア 長期修繕計画の数が 1 である 場合	同	3,900 円
イ 同 2 以上 である場合	同	3,900 円に 1 を超える長期 修繕計画の数 に 1,700 円を 乗じて得た額 を加算した額

(125) の 7 の 3 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づく管理計画の変更認定申請手数料は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額とする。

ア 認定基準（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7 第 2 項において準用する同法第 5 条の 4 各号に掲げる基準をいう。以下同じ。）に関する事項に係る長期修繕計画の変更

(ア) 変更する長期修繕計画の 数が 1 である場合	9,400 円
-------------------------------	---------

- (イ) 同
2 以上である場合 9,400 円に 1 を超える変更する長期修繕計画の数に 5,000 円を乗じて得た額を加算した額
- イ 認定基準に関する事項に係る規約（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 30 条第 1 項（同法第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する規約をいう。以下同じ。）の変更
- (ア) 変更する規約の数が 1 である場合 3,900 円
- (イ) 同 2 以上である場合 3,900 円に 1 を超える変更する規約の数に 2,700 円を乗じて得た額を加算した額
- ウ 認定基準に関する事項に係るア及びイ以外の事項の変更
- (ア) 当該事項を変更する管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。以下同じ。

-) の数が 1 である場合 1,900 円
- (イ) 同 2 以上である場合 1,900 円に 1 を超える当該
事項を変更する管理組合の
数に 900 円を乗じて得た額
を加算した額

附 則

この条例は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 125 号の 6 の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンションの管理に関する計画の認定申請手数料等を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	<u>下段</u>	<u>現 行</u>	）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 125 号の 5 まで省略）

(125) の 6 建築基準法第 87 条の 3

第 6 項の規定に基づく一時的な

用途の変更に係る建築物の使用

許可申請手数料

<u>1 件につき</u>	
同	

120,000 円

（第 125 号の 7 省略）

(125) の 7 の 2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 3 第 1 項（同法第 5 条の 6 第2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理計画の認定申請手数料は、当該申請に係る長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）第 1 条の 2第 1 項第 2 号に規定する長期修繕計画をいう。以下同じ。）の

数に応じ次に掲げる額とする。

ア 長期修繕計画の数が 1 である場合

同 3,900 円

イ 同 2 以上である場合

同 3,900 円に 1 を超える長期修繕計画の数に 1,700 円を乗じて得た額を加算した額

(125) の 7 の 3 マンションの管理

の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づく管理計画の変更認定申請手数料は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額とする。

ア 認定基準（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7 第 2 項において準用する同法第 5 条の 4 各号に掲げる基準をいう。以下同じ。）に関する事項に係る長期修繕計画の変更

(7) 変更する長期修繕計画の

数が 1 である場合9,400 円(1) 同2 以上である場合9,400 円に 1 を超える変更
する長期修繕計画の数に 5,
000 円を乗じて得た額を加
算した額イ 認定基準に関する事項に係
る規約（建物の区分所有等に
関する法律（昭和 37 年法律第
69 号）第 30 条第 1 項（同法第
66 条において準用する場合を
含む。）に規定する規約をい
う。以下同じ。）の変更(7) 変更する規約の数が 1 で
ある場合3,900 円(1) 同 2 以
上である場合3,900 円に 1 を超える変更
する規約の数に 2,700 円を
乗じて得た額を加算した額ウ 認定基準に関する事項に係
るア及びイ以外の事項の変更(7) 当該事項を変更する管理
組合（マンションの管理の
適正化の推進に関する法律
第 2 条第 3 号に規定する管

理組合をいう。以下同じ。

) の数が 1 である場合 1,900 円

(イ) 同 2 以上である場合 1,900 円に 1 を超える当該
事項を変更する管理組合の
数に 900 円を乗じて得た額
を加算した額

(第 125 号の 8 から第 184 号まで省略)